

「裁判で有罪が確定するまで逮捕された人の名前を公表してはいけない制度を実現するための法案」について

〔御依頼内容〕

概要

裁判で有罪が確定するまで逮捕された人の名前を公表してはいけない制度を実現するための法案

背景

「何人（なんびと）も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される」という、近代法の基本原則である推定無罪の原則である。これは、国際人権規約にも明文化されており、日本も批准している。そのB規約第14条2項は「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」と、権利の形で明確に保障している。しかし日本国内ではそれが守られているとはいいがたく、有罪判決が出る前から実名報道がなされることがあるのは周知のとおりである。冤罪の被害者が間違った報道をされることで社会復帰に影響が出るので規制すべきであると考えている。

〔論点〕

御依頼内容については、以下の論点が問題となる。

1 無罪の推定の原則について

(1) 無罪の推定とは、「犯罪の嫌疑を受けている被疑者や、公訴を提起されて裁判所の審理を受けている被告人は、裁判所が有罪判決を下すまでは「罪を犯していないもの」として扱われなければならないという原則」¹をいう。

「この原則から、疑わしきは被告人の利益にとという原則、すなわち検察官が挙証責任を負うという規範が導かれる」²とあるように、同原則は、刑事訴訟における規範である。

(2) 御依頼の背景に記載されている「推定無罪の原則」は、「被疑者・被告人も、有罪判決を受けるまでは無辜の市民として扱われるべきだという政策的観念」³を指すものと考えられるが、これについては、「被疑者・被告人を自由な市民とまったく同一に取り扱うわけにゆかないことは自明の理であり、かれの「自由」は、刑事手続の進展に応じて制約を受ける。したがって、「無罪の推定」は、被疑者・被告人の処遇の原理としてみるときは、その自由をできるだけ尊重し、制約を必要最小限に止めるべきだという——立法者を含めてすべての関係者に対する、むしろ訓示的な——規範にすぎない」⁴との指摘がある。

また、「マス・メディアが、それを警察の見方であると明示して報道している限り、マス・メディアは容疑者である少年が実際にそのような罪を犯したと主張しているわけではない」⁵との指摘がある。

2 報道の自由について

- (1) 「憲法二一条一項は、報道の自由を明示していないが、報道の自由は当然に表現の自由として憲法二一条で保障されるものと解されている」⁶とされている。最高裁昭和44年11月26日決定においても、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、「思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない」とされている。
- (2) 報道の自由と実名報道の関係については、「事件が公共の利害に関する事実であれば、基本的には犯罪の実名報道は憲法二一条で保障された表現の自由というべきである。それゆえ、実名報道はおよそ違法であるとか、被疑者・被告人の保護のため政府は実名報道を禁止すべきだとはいえないし、また実名報道をすべて禁止することは憲法二一条違反と考えざるをえまい」⁷との指摘がある。

3 知る権利について

- (1) 憲法第21条で保障される「表現の自由は、単に表現の送り手の自由だけではなく、表現の受け手の自由をも含むものであり、この表現の受け手の自由が「知る権利」として捉えられて」おり、「個人はさまざまな事実や意見を知ることによって、はじめて政治に有効に参加することができるという意味で参政権的な役割を演ずる権利として位置づけられている」⁸とされている。
- (2) 知る権利と報道の関係については、東京地裁昭和62年11月20日判決は、「一般に犯罪に関する事実（捜査の状況や裁判の状況についてのもので、被疑者・被告人が誰であるかということをも含む。）は社会秩序に関する事柄であるから、公共の利益に関する事実というべきであり、また、報道の自由は国民の知る権利を保障するために重要である」としている。
また、「政治権力をもつ公職者・その候補者や社会・公共に深い関係を有する人物や事件などの場合には、誰が嫌疑をかけられているのかを知るとは、国民にとってきわめて重要である」⁹との指摘がある。

4 名誉毀損等について

- (1) 人の名誉を毀損する行為については、名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）が規定されている。ただし、同法第 230 条の 2 第 1 項において、「行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったとき」には、名誉毀損行為を処罰しないことを規定している。

この規定については、「真実を述べることもすべて処罰されるとすれば、正当な批判も許されないことになり、社会の健全な発展は阻害され、言論・表現の自由の保障は、その意義を大きく制限されることになる」¹⁰ため、最高裁判所昭和 44 年 6 月 25 日判決により、「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法二一条による正当な言論の保障との調和をはかつたものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとい刑法二三〇条ノ二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しない」とされている。

- (2) 民事上の不法行為たる名誉毀損については、最高裁判所昭和 41 年 6 月 23 日判決により、「その行為が公共の利害に関する事実に係りもつぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（このことは、刑法二三〇条の二の規定の趣旨からも十分窺うことができる。）」とされている。
- (3) 実名報道と名誉毀損等の関係については、次の裁判例がある。

① 東京高等裁判所平成 28 年 3 月 9 日判決

「控訴人は、控訴人の氏名を記載することが、公共性、公益目的性と無関係である旨主張するが、原判決で認定説示のとおり、犯罪報道における被疑者の特定は、犯罪報道の基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であるところ、本件逮捕に係る被疑事件は、裁判の公正を妨げ、司法制度全体に対する信頼を揺るがしかねない事件であって、決して軽微な事件とはいえ、司法制度を利用する多くの国民の利害に影響を与えるものであることから、これを報道する社会的意義は大きいといえることができる。したがって、本件逮捕に係る事実、公共の利害に関する事実であり、その報道はもつぱら公益を図る目的の下に

行われたものと認められる。ところで、このような犯罪報道の記事において、被疑者の氏名、年齢、職業、住所の一部等の個人情報、逮捕された事実と共に報道することが、いかなる場合でも許されるかという点について検討をするに、逮捕をされた被疑者については無罪の推定が及ぶということ自体は、控訴人主張のとおりであり、この点を考慮すると、各事件における被疑事実の内容、被疑者の地位や属性などの具体的事情によっては、プライバシー保護の要請が上記のような意味での公共性に勝り、被疑者段階における実名等の個人情報を含む犯罪報道が、名誉棄損あるいはプライバシーの違法な侵害に当たる場合があることは否定できない。しかし、上記のとおり、本件逮捕の被疑事実が、決して軽微な事件とはいえず、これを報道する社会的意義も大きいと認められる以上、控訴人が逮捕された被疑者の段階にあり、一般の私人であることを考慮しても、控訴人の氏名を含めて犯罪の報道をすることが公共の利害に関する事実の報道に当たらないとすることはできない。また、本件各記事についての具体的事情の下でプライバシー侵害による不法行為も成立しないことは、前記のとおり引用した原判決第3、4のとおりである。」

② 名古屋高等裁判所平成2年12月13日判決

「一般に犯罪報道については、書かれる方特に犯罪主体とされる側からすると、匿名又は仮名でなされることが望ましいことは言うまでもないが、現在においても社会一般の意識からみて右報道における被疑者の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事であると観念されているのである（弁論の全趣旨によって認められる）から、被疑者を実名にするかどうかを含めてその特定の方法、程度の問題は、一義的には決められず、結局は犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質（公人たる性格を有しているか）、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情等を比較考量し、かつ、人権の尊重と報道の自由ないし知る権利の擁護とのバランスを勘案しつつ、慎重に決定していくほかない。」

- (4) また、「成人の犯罪報道については、犯罪行為に関する事実は公共の利害に関する事実とみなされているところ（刑法230条の2第2項参照）、従来から、被告人の氏名やその生い立ち、経歴は、一般の正当な関心事であって、公共の利害に関する事項で公共目的もあると理解されている。……一般に、氏名、年齢、容ぼう等個人の特定事項についても、公共性があるものと扱われている」¹¹との指摘がある。

5 裁判の公開について

- (1) 憲法第 82 条第 1 項に規定する「裁判の公開は、裁判の公正を確保するために必要とされるもので、近代的裁判制度の基本原則」¹²とされている。
- (2) 裁判の公開と実名報道の関係については、「憲法 82 条により裁判が公開されるべきである以上、裁判で知りえた情報もしくは裁判記録から得られた情報を公表することに制裁が加えられるべきではない」¹³との指摘がある。

〔参考条文〕

○日本国憲法

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

2 〔略〕

○刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 〔略〕

（公共の利害に関する場合の特例）

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

¹ 高橋和之ほか編『法律学小辞典〔第 5 版〕』（有斐閣、2016 年）1265 頁

² 同上 1265 頁

³ 同上 1265 頁

⁴ 松尾浩也『刑事訴訟法（上）新版』（弘文堂、1999 年）227 頁

-
- ⁵ 松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか』（日本評論社、2000年）144頁
 - ⁶ 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣、2012年）390頁
 - ⁷ 松井前掲注(5)152頁
 - ⁸ 野中ほか前掲注(6)353頁
 - ⁹ 棟居快行ほか『基本的人権の事件簿〔第4版〕』（有斐閣、2011年）99頁
 - ¹⁰ 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第二版 第12巻』（青林書院、2003年）39頁
 - ¹¹ 『最高裁判所判例解説民事篇平成15年(上)』157頁
 - ¹² 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2012年）264頁
 - ¹³ 棟居ほか前掲注(9)99頁